

さっぽろ連携中枢都市圏の推進体制に関する要綱

令和 2 年 7 月 20 日

市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日付け 総行市第 200 号）に定めるもののほか、さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町により構成される圏域をいい、以下「さっぽろ圏」という。）に係る取組に関する推進体制を明確化することにより、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンの実効的かつ効果的な推進を図り、もって、さっぽろ圏の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(首長会議)

第 2 条 さっぽろ圏に係る取組に関する丁寧な調整を担保し、情報の共有等を行うため、さっぽろ連携中枢都市圏関係首長会議（以下「首長会議」という。）を設置する。

- 2 首長会議は、さっぽろ圏を構成する市町村の長をもって構成する。
- 3 首長会議は、年 1 回程度、開催するものとする。
- 4 首長会議には、オブザーバーを置くことができる。

(実務者会議)

第 3 条 さっぽろ圏に係る取組の実務上の企画、調整、立案、効果検証等を行うため、さっぽろ連携中枢都市圏実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置する。

- 2 実務者会議は、さっぽろ圏を構成する市町村の広域行政を所管する課長級の職員をもって構成する。
- 3 実務者会議は、年 6 回程度、開催するものとする。
- 4 実務者会議には、オブザーバーを置くことができる。
- 5 実務者会議は、複数の連携分野又は主体に関わる専門的又は横断的な課題について検討させるため、タスクフォースを設置することができる。
- 6 前項の規定により設置されたタスクフォースは、その検討の結果を実務者会議に報告するものとする。

(連携の推進)

第 4 条 さっぽろ圏を構成する市町村は、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン懇談会、さっぽろ圏まちづくりパートナー協定締結企業その他大学、産業界等との連携の推進を図るものとする。

(庶務)

第5条 さっぽろ圏の推進体制に関する庶務は、札幌市が行う。

(協議)

第6条 この要綱に定めるもののほか、さっぽろ圏の推進体制に関し必要な事項は、さっぽろ圏を構成する市町村が協議の上、決定する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。